

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和6年7月29日（月） 午前 9時47分から 午前10時58分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	【出席者】 稲葉市長公室長、千葉危機管理監、須田総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、小島学校教育部長、奥山生涯学習部長、神頭監査委員事務局長 （担当課1） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、石崎同課政策企画係長、山本同課同係主任 （担当課2） 佐藤職員課長、小島同課人事研修係長 （担当課3） 金子総務部次長兼財政課長、榎本同課主幹兼課長補佐 （担当課4） 金子総務部次長兼財政課長、榎本同課主幹兼課長補佐、増田資源リサイクル課長、木田同課主幹兼課長補佐 （担当課5） 久保田上下水道部次長兼水道施設課長、大塚上下水道総務課長、田中同課長補佐、長島下水道施設課長、七里同課主幹兼課長補佐、佐々木同課下水道管理係長 （担当課6） 小野澤副審議監兼危機管理室長、中谷財産管理課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、堀川生涯学習部参事兼中央公民館長、松本同館長補佐 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、伊藤同課政策企画係主事 【欠席者】 なし

議題	1 令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案） 2 テレワークの本格実施に向けた全庁試行（案） 3 予算編成基本原則 4 ごみ処理広域化事業の今後の見通し 5 朝霞市下水道事業経営戦略の策定 6 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事
会議資料	（議題1） ・【資料1】 令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）概要 ・【資料2】 令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案） ・【資料3】 テレワークの本格実施に向けた全庁試行について（案） ・【資料4】 朝霞市テレワーク試行実施要領（案） ・【資料5】 予算編成基本原則 概要 ・【資料6】 予算編成基本原則 ・【資料7】 ごみ処理広域化事業の今後の見通し ・【資料8】 下水道事業経営戦略 概要版 ・【資料9】 朝霞市下水道事業経営戦略（案） ・【資料10】 中央公民館・コミュニティセンター改修 概要 ・【資料11】 中央公民館・コミュニティセンター改修 スケジュール ・【資料12】 中央公民館・コミュニティセンター改修 図面
会議録の 作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
	☒ 要点記録
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間 ☐会議録の確認後消去 ☐会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁
傍聴者の数	—
その他の 必要事項	なし

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）

【説明】

（担当課1：石崎政策企画課政策企画係長）

令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）について説明する。

資料1をもとに説明する。必要に応じて資料2を御参照いただきたい。

こちらの報告書の構成としては、「Ⅰ 行政評価制度の概要」、「Ⅱ 令和5年度に実施した施策ごとの行政評価の結果」、「Ⅲ 結果の活用と制度の改善」について記載している。

次に、令和5年度行政評価の結果について説明する。（1）行政評価の概要については、報告書の5ページに記載している。令和3年度から開始された後期基本計画の中柱にあたる79の施策全てについて、各所管課で評価を実施した。評価の一覧は、報告書案の30ページ、31ページに記載しているため、後程御確認いただきたい。

評価方法としては、施策ごとに、後期基本計画終了時の目標に対する、進捗度と必要性の2項目について評価を行っている。各評価は1から4までの4段階で行い、数字が大きいものほど進捗が良く、必要性が高いという評価になる。

次に、（2）施策の分析について、79の全ての施策について、傾向分析を行った。①施策の進捗度については、79施策のうち、78施策が、4の「極めて順調」または3の「おおむね順調」の評価で、1施策が、2の「やや遅れている」の評価となっている。

なお、前年度は、6施策が2の「やや遅れている」の評価となっていたため、前年度と比較し、上向きの評価になっている。

②施策の必要性については、79施策のうち、10施策が、4の「社会的なニーズは増加傾向にある」、69施策が3の「社会的なニーズは現状と変わらない」の評価で、2や1の評価はなかった。

③施策の進捗度と必要性についてクロス分析を行ったところ、「進捗度が4、必要性が4」の施策と、「進捗度が2、必要性が3」の施策が、それぞれ1施策あった。

なお、参考として、資料1にそれぞれの施策の概要を掲載している。

④政策分野のまとめとして、総合計画において、6つに区分された政策分野について、その大柱ごとの進捗度をグラフに表すとともに、成果や課題などについて記載している。こちらは、施策評価シートをもとに、所管課・所管部で内容を作成していただいたものである。

以上が、令和5年度の行政評価の結果の概要である。

なお、報告書のそのほかの内容として、28ページには、行政評価結果の活用と改善について記載しており、29～33ページには、参考資料として、行政評価実施要綱、施策一覧、施策評価シートの様式を掲載している。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

2 テレワークの本格実施に向けた全庁試行（案）

【説明】

（担当課2：佐藤職員課長）

テレワークの本格実施に向けた全庁試行（案）について説明する。

資料3を御覧いただきたい。テレワークに関しては、「1 目的」にあるように、近年における多様な働き方の一つとして捉えられているほか、感染症発生時や不測の事態に行政機能を維持する手段として、国からも活用が求められている。

そのような中、市では、「朝霞市行政情報デジタル化推進方針」に基づき、令和5年1月から部署を限定してテレワークを試行しており、課題はあるものの一定の成果が認められたことから、今回、対象を拡大して全庁試行を行うこととした。

「2 対象となる所属、職員及び業務」について、これまで管理部門に限定して試行していたが、全ての所属、職員を対象に行うことを想定している。対象となる業務については、L G W A N 端末で行うことが可能な業務としている。

次に、「3 実施方法」について、今回の全庁試行では、職員の自宅でのみ行うこととし、端末については、デジタル推進課が貸与する端末等を使用する。

テレワークの実施イメージとしては、自宅において、貸し出しを受けた端末から、職場で使用している自身の端末を遠隔操作して業務を行うこととなる。そのため、出退勤の打刻やメール確認、ファイルサーバへのアクセス等を行うことができる。

勤務時間に関しては、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、時間外勤務は命じないものとする。そのほか、テレワークの試行に関して必要な事項については、資料4「朝霞市テレワーク試行実施要領（案）」のとおり行う予定としている。

次に、スケジュールについて、全庁に向けて事前周知を行ったのち、8月19日から12月27日までを試行期間とし、その後、意見集約を行うことを予定している。

なお、試行期間においては、ビジネスチャットツールであるL o G oチャットのトライアル期間でもあることから、L o G oチャットも併用していただき、テレワークをできるだけ多くの職員に経験していただきたい。

この会議で出された御意見等を全庁試行（案）に反映させた上で、テレワークの試行を進めたいと考えている。

【意見等】

（堤田こども・健康部長）

実施要領の第2条にはデジタル推進課が貸与するパソコンとなっており、第10条で情報管理責任者から貸与されたパソコンとなっているが、どちらが正しいのか。

（佐藤職員課長）

デジタル推進課に表記を統一する。

（村沢審議監兼まちづくり推進課長）

第2条に「自宅を勤務公署とみなす」とあるが、自宅のみでテレワークが可能で、自宅近くの個室テレワーク空間のようなものは使用不可なのか。また、貸与するパソコン及

び通信機器にはW i - F i ルータ等も含むか。感染症等の不測の事態でという説明があったが、サテライトオフィスのような形式は想定しているか。

(佐藤職員課長)

1 点目については、自宅のみを想定し、それ以外の場所は想定していない。

通信機器としてW i - F i も貸与する。端末及び通信機器を全て持ち帰ることで、自宅の物は使用する必要がなくなる。

サテライトオフィスについては、自席と同様のことを行えるのが前提のため、端末を用いて行う業務を想定している。

(益田上下水道部長)

「育児や介護などの時間的制約を抱える職員が働きやすい環境を整備する」とあるが、業務時間中の育児等の対応はどう扱うのか。

(佐藤職員課長)

実施要領の第 6 条に休暇を定めており、体調不良や育児・介護等により勤務から離れる場合は、所属長に連絡していただきたい。お手洗い等の短時間の離席については、要領にのっとって実施していただきたい。

(益田上下水道部長)

5 分程度でも育児等の対応をする場合は、時間休を申請する必要があるのか。

(佐藤職員課長)

仕事から離れるのであれば、申請していただく必要がある。

(稲葉市長公室長)

2 ～ 3 分等、短時間であれば、第 6 条の「避けることのできない一時的かつ短時間の私用」に該当させて良いのではないかと。

(佐藤職員課長)

明確に何分間であればいいという基準を示すことができないが、第 6 条はこのように規定することとしている。

(益田上下水道部長)

テレワークが可能な部署に異動希望が偏るのではないかと。

(佐藤職員課長)

全庁試行とした理由は、窓口業務をテレワークとすることは難しいが、窓口以外の業務が全課にあると考えたためである。部署によってテレワークになじむ業務を検討して試行していただきたい。

(太田議会事務局長)

試行案に少なくとも 2 名以上が試行すると記載されているが、試行するのは管理職でなくてもよいのか。また、全員が試行してもよいのか。

(佐藤職員課長)

試行する部署としない部署がないよう、人数を案に示している。全員が行う、管理職が行う等、その課の状況に合わせていただきたい。可能であれば管理職も1名は試行していただき、課題等の意見を頂きたい。

実施要領案の第5条2項に1人の職員がテレワークをできるのは、1月につき2日以内と規定している。テレワークを行う職員の偏りをなくす目的で定めており、均等にたくさんの職員にテレワークを体験してほしいと考えている。

(神頭監査委員事務局長)

テレワークに対応できるパソコンは何台あるか。

(佐藤職員課長)

デジタル推進課に確認したところ、Web会議等で使用する端末と同様の端末で、10台程度とのことである。

(堤田こども・健康部長)

試行の段階であるのにも関わらず、1人1回までとしなかった理由はあるのか。希望者が多くいた場合、試行期間中に毎月2日ずつ全員がテレワークを行う必要はあるのか。試行期間中に1人1回で良いのではないか。

(佐藤職員課長)

1回のテレワークのために端末を借りる場合、前日に借りて、当日テレワークを行い、翌日返却と1回につき3日間借りる必要がある。端末の台数を鑑みると1人1回では試行が難しい部分がある。部署によってどの程度希望者がいるかわからないため、少なくとも1部署2人行っていただき、所属として有効であれば今後台数の確保等の検討を進めたい。

(須田総務部長)

1人につき試行期間のうち1日に限定しない理由はあるのか。第5条2項については「1人につき」という表記を加えた方が良いのではないか。堤田部長の意見は多くの職員に体験してもらいたいのであれば、1人当たりの日数を減らした方が良いのではないかという内容だと思うが、それについてはどうか。

(佐藤職員課長)

明確に1月につき2日とする理由はない。

(堤田こども・健康部長)

試行期間中に1人1回のみとしても良いのではないか。

(須田総務部長)

堤田部長の意見は希望者が殺到するのではないかという考えでのことだと思うが、職員課としては窓口業務も多いため、試行する人数が少ないのではないかと想定している。情報がある程度集めるために1月につき2日としている。

(太田議会事務局長)

10台程度の端末を1回の試行で1人が3日間持つとして、最大で何人程度が試行できるのか。

(須田総務部長)

Web会議でも貸しているため、人数を計算することは難しいのではないか。

(堤田こども・健康部長)

45人ほどしか全体で試行できないのであれば、1人1回に限定した方が良いのではないか。

(紺清市民環境部長)

今回は職員を対象とした試行ということだが、昨年、部長級で試行した際の課題や意見はあるか。

(小島職員課人事研修係長)

良かった点として、通勤時間が無くなるためその時間を家事等に充てることができる、集中できるため資料作成が捗るといった意見があった。

課題として、電子決裁システムがないため、起案の決裁ができないこと、当時はL o G oチャットも無かったため、職場との連絡手段が不便だという意見があった。

(紺清市民環境部長)

前回と同様であれば、出退勤等も職場と連絡を取る必要がある。また、端末が大きいため、移動が大変ではないか。

(小島職員課人事研修係長)

デジタル推進課で小さい端末はあるが、使い勝手が落ちてしまうため、現時点で想定はしていない。

(益田上下水道部長)

コロナ禍でテレワークが増えたが、通常業務に戻している企業等も多いと思うが、テレワークに対するネガティブな意見はどう把握しているか。

(佐藤職員課長)

民間企業等の状況は把握していないが、県内での導入状況は昨年10月時点で40市のうち19市、試験導入が12市で合計31市である。近隣3市に確認したところ、コロナ禍では活用されていたが、今は育児・介護等で特定の職員が使っているとのことであった。

(堤田こども・健康部長)

試行期間中の1人当たりの回数については、希望者が多くない見込みで、多くの意見を集約したいという理由であれば、現状から変更しなくても良いと考える。

【結果】

指摘のあった内容について修正し、決定する。

【議題】

3 予算編成基本原則

【説明】

（担当課 3：金子総務部次長兼財政課長）

「予算編成基本原則」について説明する。

まず、資料 5、概要だが、これまでは次年度の当初予算編成に関して、8 月の実施計画作成における枠配分額を提示する際に「実施計画調書に付随する予算要求要領」、10 月の予算本要求の際に「当初予算編成方針」を全庁に通知していたが、予算編成の基本的な考え方は、当初予算だけでなく補正予算においても変わらないため、「予算編成基本原則」として統一的に活用できるよう改めるものである。

なお、当初予算編成方針は次年度の対応すべき点などをまとめて、例年どおり 10 月に通知する予定である。

内容については、基本原則、歳入に関する事項、歳出に関する事項と三つの構成で、これまでの「予算編成方針」をもとに作成しているため、修正、追加した点について説明する。

資料 6 の 1 ページ、「1 基本原則」については、(2) の行政評価の反映と事務事業の見直しとして、二つ目、「新規・拡充事業は、既存事業の効果を検証し、見直しや再構築を行うなど、スクラップアンドビルドに努める。」を追加した。また、(5) 総計予算の計上として、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出予算に計上する。」を追加している。

2 ページの「2 歳入に関する事項」については、内容の変更・追加は行っていない。

3 ページの「3 歳出に関する事項」については、(4) 需用費として、一つ目、「用紙類は、電子化の推進など紙の削減を検討し計上する。」を追加した。4 ページの(5) 役務費として、二つ目、「郵便料については、郵送の廃止や郵送回数、他の手段での対応など、見直しを検討した上で計上する。」と追加している。また、(7) 使用料及び賃借料として、二つ目、「土地及び建物の借上料については、財政負担を考慮の上、地権者と協議を行い計上する。」を追加している。四つ目、給茶機借上料については、※印で「民間企業との協働によるウォーターサーバーの設置等、経費の削減に努める。」を追加している。また、別表として例年、燃料費と土地借上料の単価基準表を付けていたが、基本原則からは削除し、当初予算編成方針で示したいと考えている。修正、追加した点は以上である。

なお、この「予算編成基本原則」については、庁議にて御承認いただいた後、次年度の当初予算編成に関連して 8 月に実施計画作成における枠配分額を提示するため、その際に補正予算を含めた予算編成の基本的な考え方として、全庁に周知したいと考えている。また、10 月に通知する「当初予算編成方針」では、国の方針や経済状況、さらに本市の財政状況と今後の見通しなどを含めた形で提示したいと考えている。

【意見等】

（堤田こども・健康部長）

歳出の(6) 委託料の三つ目、「指定管理料については、指定管理者から示された要求額をもとに担当課で精査した上で計上する。」に関しては、公募の指定管理については 5 年間で金額が決定しているため、随意指定の指定管理者に限定した書き方にしていきたい。

(金子総務部次長兼財政課長)

検討する。

【結果】

指摘のあった内容について検討し、決定する。

【議題】

4 ごみ処理広域化事業の今後の見通し

【説明】

(担当課4：増田資源リサイクル課長)

和光市とのごみ処理広域化事業の今後の見通しについて説明する。資料7を御覧いただきたい。

まず、整備事業の概要だが、建設費用は予定価格で約307億円となっている。事業主体である朝霞和光資源循環組合で3分の1の国庫補助を受け、残りのうち人口割合に応じた約63%を朝霞市が負担する。

令和7年度から11年度にかけて設計と建設工事を予定しており、5年間の負担金の合計が約41億5,000万円、このうち令和11年度は工事の完成払いがあるため、約18億8,000万円と見込んでいる。

令和12年度に新施設の供用開始を予定しており、これ以降に建設費と利子の返済として合計で約157億円の支出を見込んでいる。一方、ごみ処理経費は現在、約17億円を要しているが、令和12年度以降は約13億円になる見通しである。

なお、建設費の総額や各年度の負担金については、本年10月末に落札者が決定したのちに正確な金額が確定する。

(担当課4：金子総務部次長兼財政課長)

2点目、設計・建設工事費に係る組合負担金の平準化の検討について説明する。朝霞和光資源循環組合負担金は、令和7年度に設計費として2億4,000万円、令和8年度から11年度にかけて建設工事費を39億1,000万円、合計して41億5,000万円を見込んでおり、全て一般財源として負担金を支出するものとなっている。建設が進むにつれ負担金の額は増え、令和10年度は9億円、令和11年度は18億8,000万円と多額となることから、令和7年度から11年度の建設までの5年間で約41億円、年で割ると約8億円を計画的に財源確保し、組合負担金の平準化を進めたいと考えている。

平準化については、資料に記載のとおり、「朝霞市で基金を新設し積み立てる」、「朝霞市の財政調整基金に積み立てる」、「朝霞和光資源循環組合に負担金を支出し、組合の財政調整基金に積み立てる」、これら3つの案の中から、今後、資源リサイクル課及び朝霞和光資源循環組合と協議し、検討を進め、令和7年度から平準化した財源を積立していきたいと考えている。

(担当課4：増田資源リサイクル課長)

次に、2ページ目の3点目、計画中の事業について説明する。

先ほど説明したごみ焼却施設のほかに計画している主な事業として、現在の朝霞市の焼却炉の解体工事が2炉あるほか、資源ごみの広域処理を行うため、あき缶資源化施設とプラスチック処理施設の建設を計画している。また、現在のプラスチック類処理施設をペットボトル専用の処理施設に改修して処理能力の増強を図る工事も計画している。

なお、参考として、これらの事業における朝霞市の負担額を示しているが、いずれも和光市及び朝霞和光資源循環組合と詳細を協議中であり、内容は変更となる可能性がある。

4 点目、ごみ処理広域化の経緯と概要については、参考として掲載したものである。現在、組合において施設の設計・建設・20年間の運営を一体とした入札の手続き中であり、本年10月末に落札者が決定する予定である。新施設は、和光市の現在の清掃センターに隣接した場所に建設を予定している。

非常に規模の大きな事業で、本市の財政に大きな影響を与えることになるが、皆様の御理解、御協力をお願いしたい。

【意見等】

(田中会計管理者)

工事費の支払いについて、国庫補助等は工事が終わった後に入金になると思うが、工事完成前に支払いが必要となる場合の資金繰りは問題ないか。

(木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐)

国庫補助は年度単位で受けるため、資金繰りは問題ないと聞いている。

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

5 朝霞市下水道事業経営戦略の策定

【説明】

(担当課5：大塚上下水道総務課長)

「朝霞市下水道事業経営戦略の策定」について説明する。

資料は、「資料8 朝霞市下水道事業経営戦略概要版」と「資料9 本編」であるが、本編についての詳細な説明は省略し、概要版に基づき説明する。

まず、なぜ経営戦略を策定するのかについて、下水道を含む公営企業は、保有する施設の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に適切に対応するため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することが総務省から要請されている。このため、本市の下水道事業が、今後10年間で実施すべき事業と財源の見通しを均衡させ、将来にわたって経営の安定化を図るため、経営戦略を策定する。

資料8の1番上、下水道事業の現状と課題について、本市の下水道事業は昭和48年に事業認可を取得し、汚水管渠は昭和48年から、雨水管渠は昭和52年から整備が開始されている。下水道管の耐用年数は一般的に50年であることから、今後、20年以内に更新時期を迎える管渠が急増していく状況にある。

具体的には、令和6年度から令和15年度までの10年間に耐用年数を迎える管渠が汚水管では約65km、雨水管では約100km、さらに令和16年からの10年間では、汚水管が約130km、雨水管は約40kmの管渠が更新時期を迎えることになり、今後、下水道施設の老朽化に伴う対策費用の増加が見込まれる。

一方で、下水道使用料は、公共下水道を供用開始し、料金徴収を開始した昭和57年から、消費税の改定を除き一度も見直しを行っておらず、使用料単価が汚水処理原価を下回るいわゆる逆ザヤの状態が続いている。

資料8の2ページ目には令和4年度末現在の埼玉県内の下水道使用料の状況を添付した。一般家庭用20㎡では戸田市に次いで県内で2番目に低い使用料となっている。

2番目の囲み、今後の主要事業の予定について、本編では主な維持管理事業として下

水道ストックマネジメント計画に基づく施設の計画的かつ効率的な管理を行っていくことや旧暫定逆線引き地区の污水整備を進めること、雨水管理総合計画に基づく浸水対策工事を進めることを記載している。概要版では、今後10年間にかかる老朽化対策事業費の見込みを記載している。

続いて、一番下、財政収支計画について、本編では安定経営のための留意点として、「財政収支の将来見通し」、「事業の実施方針」、「安定した事業を行うための財源の検討」を示しており、支出の面では下水道ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策や不明水対策により経費縮減に取り組むとともに、安定した経営基盤の強化を図るため、適正な下水道使用料の水準について検討していくこととしている。

最後に、策定後の経営戦略はPDCAサイクルにより、5年ごとを目安に見直しを行うとともに、社会情勢の変化等から計画と著しいかい離が生じた場合はその都度見直しを検討する。

今後のスケジュールだが、8月8日の庁議にお諮りし、その後、全員協議会に報告、パブリックコメントを実施したのち、公表を行いたい。

【意見等】

(村沢審議監兼まちづくり推進課長)

下水道使用料には、下水管のうち雨水管の部分も含むのか。

(大塚上下水道総務課長)

下水道は雨水公費、污水私費の原則のため、雨水は一般財源から繰り入れし、污水は使用料で賄う。経営戦略内ではそれらを整理して策定する。

(佐藤福祉部長)

経営戦略は何年から運用なのか。

(大塚上下水道総務課長)

令和6年度から10年間で、公表後からの運用となる。

(佐藤福祉部長)

前回も全員協議会には報告しているのか。他の計画では総合計画しか報告していないと思うが。

(久保田上下水道部次長兼水道施設課長)

先行して策定した水道事業の経営戦略は報告したため、下水道事業でも報告した方が良いのではないかと判断した。

(稲葉市長公室長)

公営企業会計であることや、使用料の値上げも含まれるのではないかと。他の個別計画とは性質が異なるため、全員協議会に報告しているのではないかと。

(益田上下水道部長)

公営企業会計は独立採算制のため、企業の効率性の追求から、工事の契約等の議会の議決を要しないなど、他の事務事業とは性質が異なる。また、水道事業の経営戦略が全員協議会に報告したのであれば、下水道事業においても企業経営の上での方向性を示すものであるため、全員協議会に報告した方が良いと考える。

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

6 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

【説明】

(担当課6：堀川生涯学習部参事兼中央公民館長)

朝霞市中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の基本設計が令和6年7月末に終了予定である。改修の概要と概算の工事費が算出されたため、御説明する。

資料10を御覧いただきたい。建物概要については記述のとおりである。

改修は、昨年度行った劣化状況調査の結果を踏まえ、重中度劣化の項目について改修し、併せて機能向上を図るものとする。

重度劣化は早急に対応が必要とされているもの、中度劣化は要対応とされているもの、軽度劣化は経年相応の劣化はあるが、特に問題なしとされているものである。

改修内容について説明する。併せて資料12を御覧いただきたい。まず、機能回復については、屋上防水、外壁改修、受変電設備更新、空調改修、ホール設備、外構改修である。

機能向上については、資料12の1ページの左側、シンボルロードに面する壁を半分ほど撤去し、駐輪スペースを北側に移動、キッチンカー等が入ることのできるイベントスペースを確保する。

バリアフリー化については、トイレ洋式化、授乳室、受付窓口のローカウンター化等の対応をしていく。

環境対応については、照明LED化、駐車場緑化ブロック化、太陽光発電設備設置等を行う。

災害対策本部代替機能の確保として、市役所本庁舎が震災等により被災した場合、災害対策本部を設置する代替施設とするため、非常時の電力確保のために発電設備容量を増設するほか、改修に合わせ防災機能を持たせるものとする。

スケジュールについては、資料11を併せて御覧いただきたい。設計は令和6年2月28日から令和7年3月14日までである。工期は令和7年9月から令和8年8月まで全館を休館として行う予定である。議会については、基本設計が終るため、全員協議会に諮りたいと考えている。令和7年度に契約締結の議案を提出し、9月から工事を行う予定である。

事業費については、設計委託料は令和5年度、6年度の継続費で4,784万4,500円、基本設計想定工事費は12億3,797万6,000円、工事監理費は6,189万9,000円である。

【意見等】

(村沢審議監兼まちづくり推進課長)

正面にある門扉を撤去し、植込の工事を行うようであるが、シンボルロードと総合体育館側の道路について、地区計画で1.5m壁面後退をしなくてはならないとなっている。地区計画前から塀があるため、中の工事を行っても壁面後退はしなくて良いが、一旦壁を壊して建て直す場合は壁面後退が必要となるが、調整はしているか。

(中谷財産管理課長)

所管課であるまちづくり推進課と協議を行った結果、今回は塀を壊すのみのため、壁

面後退は必要ないとの回答を得ている。

(佐藤福祉部長)

ヒアリンググループはホールに付けないのか。(仮称)福祉等複合施設や武道館にも設置予定であるため、中央公民館にも必要なのではないか。

(堀川生涯学習部参事兼中央公民館長)

ヒアリンググループについては、武道館はスポーツ施設のため、危険がないよう埋め込み式を採用しているが、中央公民館では備品対応としたいと考えている。埋め込み式の場合は300万円程度の費用がかかるが、今回の場合は40～50万円となる見込みである。

(益田上下水道部長)

1年間休館するのであれば、休館しなくてはできない改修を優先しているのか。今後10年程度はこれほど長期間の休館ができないのではないかと考える。

(堀川生涯学習部参事兼中央公民館長)

施設内部の機能や屋上防水等、休館しなくてはできない内容であり、1年休館して工事を行う。また、それについても調整を行っている。

(稲葉市長公室長)

長寿命化改修工事のみではなく、それ以外に休館しなくては点検できないもの等への対応は行うのか。

(中谷財産管理課長)

2階、3階の床の張替えなど、経年劣化については公共施設マネジメント実施計画によると、20年後に大規模改修を予定しており、それまでは行わない予定である。その際には、休館等が必要となるが、数年後に長期で休館が必要な改修があるという考えはない。

(堀川生涯学習部参事兼中央公民館長)

御指摘のあった点検等は必要であると考えているため、休館の時期を活用したい。

(須田総務部長)

レストランについて、今後の営業はどういう予定か。

(堀川生涯学習部参事兼中央公民館長)

改修後のレストランの営業形態は考えていく必要がある。改修までは現行のレストランに営業いただく予定だが、その後、談話室のスペースを使用して営業いただける業者があるかリサーチする。現状のレストランは改修前で一旦契約終了の予定である。

(須田総務部長)

休館中の中央公民職員と女性センターの職員はどのように業務を行う予定か。

(堀川生涯学習部参事兼中央公民館長)

中央公民館の職員については、休館により、利用団体が中央公民館を使えないことか

ら、南朝霞公民館と東朝霞公民館の休館日を開館するため、その2館のシフトに入る予定である。また、事務室としては図書館の会議室を使用する方向で調整している。

女性センターは庁舎内を含めて検討していると聞いている。

(須田総務部長)

改修計画を策定する際に市民の意見は聞いたのか。また、審議会の意見は聞いたのか。

(堀川生涯学習部参事兼中央公民館長)

利用団体への説明は昨年度行い、要望をいただいた。令和6年5月19日に意見交換会を開催し、利用団体だけでなく市民から意見をいただいた。また、公民館の窓口にアンケートボックスを設置した。今回の改修に意見を盛り込む予定としている。

公民館及びコミュニティセンターの審議会からも意見をいただいている。

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】